

○国立大学法人山口大学大学会館使用要項

(平成16年4月1日要項)
改正

(趣旨)

第1条 大学会館(以下「会館」という。)の使用については、別に定めのあるもののほか、この要項の定めるところによる。

(使用者)

第2条 会館を使用できる者は、次の者とする。

- (1) 山口大学の学生並びに国立大学法人山口大学の役員及び職員
- (2) 前号のほか館長が認めた者

(会館の保全等)

第3条 会館を使用する者は、会館の目的を十分に認識し、会館の保全に留意しなければならない。

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

開館時間 午前9時から午後10時まで

休館日 12月29日から翌年1月3日まで

(使用の手続及び期間)

第5条 大ホール、集会室、セミナー室、和室、会議室及び音楽鑑賞室を使用しようとする者は、原則として使用日の1週間前までに別に定める使用願を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の各施設は所定の時間単位で使用するものとし、2日以上継続して使用することはできない。ただし、館長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 会館を使用する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 騒音等他に迷惑を及ぼす行為は、厳に慎しむこと。
- (3) 使用後は、室内の清掃及び整理・整頓を行うこと。
- (4) 備品の移動及び持出しは、無断で行わないこと。
- (5) 暖房その他火気の使用については、館員の指示を受けること。
- (6) 前各号のほか、会館の使用については、館員の指示に従うこと。

(使用許可の取消し等)

第7条 前条各号のいずれかに違反した者に対しては、館長は使用の許可を取り消し、又は使用を禁止することがある。

(損害の弁償)

第8条 会館を使用する者が、故意又は過失によって施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(鍵の管理)

第9条 会館の鍵の管理は、学生支援部学生支援課で行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は館長が定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年9月21日から施行する。